

議案第80号

多機能端末機による証明書等の交付に係る手数料の徴収の特例に関する条例
について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和4年9月9日

つくば市長 五十嵐立青

多機能端末機による証明書等の交付に係る手数料の徴収の特例に関する条例

地方公共団体情報システム機構と契約した事業者が設置する多機能端末機（本市の電子計算機器と電子通信回線で接続されたものに限る。）による証明書等の交付に係る手数料は、次に掲げる規定にかかわらず、1件（第1号にあつては、1件1通）につき10円とする。

- (1) つくば市税条例（昭和62年つくば市条例第26号）第9条第1項
- (2) つくば市印鑑条例（平成2年つくば市条例第31号）第18条第1項
- (3) つくば市戸籍法及び住民基本台帳法関係手数料条例（平成12年つくば市条例第44号）第2条

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年11月1日から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例は、令和5年5月31日限り、その効力を失う。

(提案理由)

マイナンバーカードの普及促進及び市民の利便性向上のため、この条例案を提出するものである。